

脳卒中対策基本法案

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 脳卒中対策推進基本計画等（第九条―第十一条）

第三章 基本的施策

第一節 脳卒中の予防等の推進（第十二条）

第二節 脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等の均てん化の促進等（第十三条―第十

六条）

第三節 研究の推進等（第十七条）

第四章 脳卒中対策推進協議会（第十八条・第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

未定稿

第一条 この法律は、我が国の脳卒中対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因の一つとなっており、国民が介護を要する状態となる最大の原因となっていること、脳卒中は再発するおそれが高く、再発によって症状が更に悪化すること等脳卒中が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、脳卒中対策の一層の充実を図るため、脳卒中対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定めることにより、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 脳卒中対策は、国民に対し、脳卒中に関する啓発及び知識の普及を図ることにより、脳卒中の予防及び脳卒中の発症が疑われる場合における適切な対応に資することを旨として、行われなければならない。

2 脳卒中対策は、救急搬送（救急業務としての脳卒中患者の搬送（脳卒中患者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして行う応急の手当を含む。）をいう。以下同じ）、脳卒中に係る医療（以下「脳卒中医療」という。）、脳卒中に係るリハビリテーション（以下「脳卒中リハビリ

テーション」という。)、脳卒中に係る介護(以下「脳卒中介護」という。)、その他の脳卒中に係る保健医療サービス及び福祉サービスが急性期から慢性期に至るまで連続性及び一貫性を持って提供され、脳卒中患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等を受けることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 脳卒中对策は、死亡率の低下、重症化の防止及び後遺症の軽減を図る観点から、脳卒中患者について、適切に救急搬送等が行われ、発症後の早い段階において診断が行われ、速やかに専門的な治療が開始されることが特に重要であるという認識の下に、行われなければならない。

4 脳卒中对策は、脳卒中患者及びその家族(以下「脳卒中患者等」という。))が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるように脳卒中患者等を支援する体制を整備すること等により、脳卒中患者の療養生活の質の維持向上を図ることを旨として、行われなければならない。

5 脳卒中对策は、脳卒中患者が脳卒中を再発することを防止するための体制を整備することにより、脳卒中患者の症状が更に悪化することを防止することを旨として、行われなければならない。

6 脳卒中对策は、脳卒中の克服を目指し、脳卒中に関する専門的、学際的又は総合的な教育及び研究を推

進することにより脳卒中の予防、診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させることを旨として、行われなければならない。

7 脳卒中对策は、脳卒中に関する情報を収集する体制を整備し、収集された情報を分析することにより、脳卒中の予防、脳卒中医療の質の向上等を図ることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、脳卒中对策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、脳卒中对策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中の予防の方法、脳卒中の症状、脳卒中の発症が疑われる場合にお

ける対応等に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、食生活、喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることを含む。以下同じ。）、飲酒、運動その他の生活習慣及び生活環境が脳卒中の発症等に及ぼす影響、脳卒中の原因となり得る疾病等脳卒中に関する正しい知識を持ち、脳卒中の予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、自己又はその家族等について脳卒中の発症が疑われる場合にあつては、適切な対応に努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に関係する者は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中対策に協力し、脳卒中の予防に寄与するよう努めるとともに、脳卒中患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、脳卒中对策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置その他の措置を講ずるに当たっては、脳卒中の発症又は重症化の防止及び後遺症の軽減を図ることが、脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に要する費用の縮減に資することに特に留意するものとする。

第二章 脳卒中对策推進基本計画等

(脳卒中对策推進基本計画)

第九条 政府は、脳卒中对策の総合的かつ計画的な推進を図るため、脳卒中对策の推進に関する基本的な計

画（以下「脳卒中对策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 脳卒中对策推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 脳卒中对策の推進に関する基本的な方針
- 二 脳卒中の発症又は重症化の防止及び脳卒中による死亡の減少に関し、国が達成すべき目標
- 三 前号の目標を達成するために取り組むべき施策に関する事項

四 脳卒中対策推進基本計画の達成状況の評価に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 脳卒中対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、脳卒中対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 厚生労働大臣は、脳卒中対策推進基本計画の案の作成に関する事務のうち総務省の所掌に係るものについては、総務大臣と共同して行うものとする。

6 厚生労働大臣は、脳卒中対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、脳卒中対策推進協議会の意見を聴くものとする。

7 政府は、脳卒中対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8 政府は、適時に、第二項又は第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

9 政府は、脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に関する状況の変化を勘案し、及び脳卒中对策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、脳卒中对策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

10 第四項から第七項までの規定は、脳卒中对策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、脳卒中对策推進基本計画の策定のための資料の提出又は脳卒中对策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県脳卒中对策推進計画)

第十一条 都道府県は、脳卒中对策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における脳卒中患者に対する脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県における脳卒中对策の推進に関する計画(以下「都道府県脳卒中对策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県脳卒中対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十条の五第一項に規定する実施基準と調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、都道府県脳卒中対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 都道府県は、当該都道府県における脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における脳卒中対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県脳卒中対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、都道府県脳卒中対策推進計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 脳卒中の予防等の推進

第十二条 国及び地方公共団体は、学校、職域等における健康教育、保健指導等の機会を通じて、食生活、喫煙、飲酒、運動その他の生活習慣及び生活環境が脳卒中の発症等に及ぼす影響、脳卒中の原因となり得る疾病、脳卒中の予防の方法、脳卒中の症状、脳卒中の発症が疑われる場合における対応等に関する啓発及び知識の普及を行う等、脳卒中の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第二節 脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成)

第十三条 国及び地方公共団体は、脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に携わる専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(救急体制及び医療機関等の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、脳卒中患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等を受けることができるよう、救急業務に関する体制及び専門的な脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等の提供を行う医療機関等の整

備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、脳卒中患者に対し適切な脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等が提供されるよう、救急隊、前項の医療機関等その他の脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等を提供する者等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(脳卒中患者の療養生活の質の維持向上)

第十五条 国及び地方公共団体は、居宅において脳卒中患者に対し脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等を提供するための連携協力体制を確保すること、脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に従事する者に対する脳卒中患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること、脳卒中患者等及びその関係者に対する相談支援を行う体制を整備することその他の脳卒中患者等が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるようにし、脳卒中患者の療養生活の質の維持向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、脳卒中の発症、救急搬送、脳卒中の治療及び脳卒中患者の転帰の状況そ

の他の脳卒中医療に関する情報の収集及び提供を行う体制並びに当該情報を一元的に登録する仕組みを整備するとともに、当該情報を分析し、その結果を脳卒中の予防、脳卒中医療の質の向上等を図るための施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十七条 国及び地方公共団体は、脳卒中の本態解明、革新的な脳卒中の予防、診断及び治療、救急搬送、脳卒中リハビリテーション等に関する方法の開発その他の脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に関する研究が促進され、並びにその成果が活用されることにより、脳卒中の罹患率及び脳卒中による死亡率の低下、脳卒中患者の心身の機能の維持回復等が図られるよう、大学等における脳卒中に関する教育の推進、医療従事者その他の脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に関する者に対する研修の実施、独立行政法人国立循環器病研究センター、大学その他の研究機関の間における連携協力体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、脳卒中医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行わ

れ、並びに脳卒中医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 脳卒中対策推進協議会

第十八条 厚生労働省に、脳卒中対策推進基本計画に関し、第九条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、脳卒中対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第十九条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、脳卒中患者及びその家族又は遺族を代表する者、脳卒中医療、脳卒中リハビリテーション、脳卒中介護等に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の三の次に次の一号を加える。

十七の四 脳卒中対策基本法(平成二十四年法律第 号)第九条第一項に規定する脳卒中対策推進

基本計画の策定及び推進に関すること。

「肝炎対策推進協議会

第六条第二項中「肝炎対策推進協議会」を

脳卒中対策推進協議会」

に改める。

第十一条の四の次に次の一条を加える。

(脳卒中対策推進協議会)

第十一条の五 脳卒中対策推進協議会については、脳卒中対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

理由

我が国の脳卒中対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因の一つとなっているとともに、国民が介護を要する状態となる最大の原因となっていること、脳卒中は再発するおそれが高く、再発によつて症状が更に悪化すること等脳卒中が国民の生命及び健康にとつて重大な問題となっている現状に鑑み、脳卒中対策の一層の充実を図るため、脳卒中対策に關し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に關する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。